

改正後

(削除)

現行

【参考事例】

神奈川県相模原市の児童虐待防止ネットワーク

1. 相模原市の概要

- 1) 人口：620,599人(平成16年4月1日現在)
- 2) 出生数(率)：6,068人(平成15年)
- 3) 0歳から18歳までの児童数(平成16年1月1日現在)
0～4歳 30,360人
5～9歳 30,183人
10～14歳 28,660人
15～19歳 30,773人
- 4) 市の特徴：北東側を東京都に接する神奈川県北部に位置し、優れた技術集積により次世代産業を担う内陸工業都市として発展を続けている。

2. 相模原市児童虐待防止ネットワーク設立理由と時期

平成12年の虐待防止法成立以降、児童虐待防止ネットワークの設置について検討していたところ、虐待死亡事件が発生。これを契機に「児童虐待防止ネットワーク」が平成13年5月に発足した。

3. 相模原市のネットワークの特徴

子育て支援課、福祉事務所、保健所が連携して中核機関の役割を担っている。保健所では、乳幼児について独自に作成したチェックリストを基にケースの重症度の評価を行いランク分けした上で初期対応に当たる。ケースの進行管理においても、市ネットワークで独自に作成した各機関共通のツールである支援評価シートを活用して対応にあたっている。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

児童虐待防止ネットワークは「児童虐待防止協議会」と「児童虐待防止連絡会議」によって構成される。

2) 構成メンバー

- ①「児童虐待防止協議会」は相模原市(保健福祉部長、保健所長、学校教育部長)と児童相談所、児童養護施設、民生・児童委員、医師、歯科医師、保育園、弁護士、人権擁護委員、警察署、幼稚園、小・中学校などの市内の関係機関・団体から推薦された者で構成されている。
- ②「児童虐待防止連絡会議」には、「全体会議」と「ケース会議」が設置され、全体会議は、保健福祉、教育、消防などにおける市の関係機関の長と児童相談所指導課長で構成されている。ケース会議は、個別ケースの関係機関の担当者で構成されている。

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>3) 活動内容</p> <p>①「児童虐待防止協議会」 年 2 回程度開催し、児童虐待への取り組みに関する情報交換、協議、連携等を所掌する。</p> <p>②「児童虐待防止連絡会議」(全体会議) 年 3 回程度開催し、児童虐待防止対策事業の方向性の検討や、庁内関係機関のスムーズな連携などについての事項を所掌する。</p> <p>③「児童虐待防止連絡会議」(ケース会議) 個々の事例に対する情報の共有、具体的な対処方法や役割分担を検討する。また随時のケース会議以外にも、新規ケースの報告、終結ケースの検討などを行う「ケース確認会議」を月 1 回開催。全ケースについて対応方法の確認を行う「定例ケース会議」を年 2 回開催。児童相談所と連携して対応しているケースについて対応方法の確認を行う「児童相談所との定例ケース会議」を年 1 回開催。</p> <p>④「事務担当者会議」 ネットワーク運営上の事務的な課題などについて、各機関の担当者で検討する「事務担当者会議」を月 1 回開催。</p> <p>5. ネットワークの効果</p> <p>① 関係機関を超えての情報共有が可能となり、早期に効果的な対応が可能になった。</p> <p>② 複数の機関、複数の職種の幅広い視点で、対応方法を検討できるようになった。</p> <p>③ 全体会議で関係各課の課長にネットワークの動きを報告し、承認を受けているため、メンバーが課を超えて活動しやすくなっている。</p> <p>④ 定期的に児童虐待を担当している職員が集まることで課題の共有や検討ができるようになり、職員のスキルアップや独自の取り組みなどにつながっている。</p>

改正後

現行

(削除)

相模原市児童虐待防止ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のための関係機関相互間における連携を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、児童虐待防止協議会（以下「協議会」という。）及び児童虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、これらを相模原市児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と総称する。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

2 協議会は、児童虐待への取組みに関する情報交換、協議、連携等に係る事項を所掌する。

3 協議会に座長及び副座長を置き、構成員がこれを互選する。

4 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議に、次に掲げる会議を設置する。

(1) 全体会議

(2) ケース会議

(全体会議)

第5条 全体会議は、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

2 全体会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 事例に係る情報の共有及び対応方法の検討

(2) 児童虐待の対応方法についての助言

3 必要があると認めるときは、全体会議に会議の当該構成員以外の者を出席させることができる。

(ケース会議)

第6条 ケース会議は、個別の事例に関係する課の担当者及び関係機関に所属する者をもって構成する。

2 ケース会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 個々の児童虐待に対応するケース対応チームの編成

(2) ケースの情報、経過及び問題の把握

(3) 役割分担及び対処方法の検討

(4) 家庭支援を含めた援助方法の検討

(招集)

第7条 協議会は、座長が招集し、年2回以上開催するものとする。

2 連絡会議は、市長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

(秘密の保持)

第8条 協議会及び連絡会議の構成員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。